



あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
閉庁日 土・日曜・祝日

甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきま
しては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135 FAX443・3555

✉ shogai@city.ama.lg.jp



子育て



令和元年度 夏休みの児童クラブ
利用申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等で昼間家
庭にいない市内の小学校に就学
している児童

※利用児童が定員を超えた児童クラ
ブは利用をお断りすることもあり
ますのでご了承ください。校区
外のクラブも利用することがで
きますので、詳しくはお問い合
わせください。

受付 5月27日(月)から6月8日(土)ま
での午前9時から午後5時までに各
児童館(日曜閉館)へお申し込みく
ださい。

※利用申込に関する書類は、児童館
及び子育て支援課(甚目寺庁舎)で
配布しています。

利用期間 7月20日(土)から8月31日
(土まで(日曜・祝日は除く))

利用時間 午前8時～午後6時30分

※早朝延長利用時間(1日100円)
午前7時30分～8時、午後6時
30分～7時

負担金

・夏休み期間中利用の方
10,000円
・8月のみ利用の方 8,000円
・一世帯で2人以上同時利用の場合
は、2人目以降の利用料金を半額
免除します。

問合せ先

【七宝地区】
七宝児童館

☎442・2550

【美和地区】
美和児童館

☎443・5454

【甚目寺地区】

甚目寺中央児童館(甚目寺東小
学校の一部)

☎442・8036

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校
の一部)

☎445・1367

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎443・1753

甚目寺西児童館(甚目寺西小学
校・甚目寺小学校)

☎442・0083

☎444・3173

子育て支援課

ファミリー・サポート・センター依頼
会員を募集

登録説明会

日時 ①5月27日(月)②5月30日(木)
午前10時～11時45分

※都合がつかない場合は事務局へお
電話ください。

場所 ①美和公民館 ②七宝公民館

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがあるあま市、ま
たは大治町内在住もしくは在勤の
方

※妊婦さん、または生後6か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登録
可能。

申込 説明会の3日前までに電話
またはメールでお申し込みくださ
い。件名「ファミリー・サポート

申込み」、本文に「氏名、電話番
号、受講日、託児の有無(有りの
場合は名前、月齢・年齢)」

※説明会の無料託児があります。(生
後4か月から未就学児まで、要予
約、定員有り)開催日1週間前ま
でに申込みが必要です。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミ
リー・サポート・センター事務局

☎462・0150

FAX 462・0160

✉ ama-hanufamisapo@clovernet.ne.jp



「短期入所生活援助(ショートステ
イ)が始まります

短期入所生活援助とは、保護者が
一時的に家庭で養育することが困難
となった場合、他に養育する方がい
ない児童を乳児院、児童養護施設に
おいて一時的に養育を行う制度です。
利用にあたり子育て支援課(甚目
寺庁舎)窓口で相談が必要です。ま
た、世帯課税状況等により利用料の
負担があります。

詳細については、子育て支援課へ
お問い合わせください。

問合せ先 子育て支援課
☎444・3173

就業支援講習会

ひとり親家庭の母等の自立を促進するための講習会を行います。

講座名 パソコン講習初級(土曜日開催)、介護職員初任者研修Ⅰコース(介護員養成研修・通信)(木曜日に開催)

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、就業意欲があり、かつ全日程の出席及び自宅学習(Ⅰコースのみ)ができる方

申込 5月8日(水)から29日(水)までに子育て支援課(甚目寺庁舎)、または各市民サービスセンターにお申し込みください。

問合せ 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会
☎015・888002

税



自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(金)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に、5月7日(火)に県税事務所から納税通知書をお送りします。所から納税通知書をお送りします。で、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で自動車税

を納めてください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキング、クレジットカード(決済手数料がかかります)やPayDでも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などで納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ 西尾張県税事務所
☎0586・453170

web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

web



上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等については、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、住民税の

課税方法(申告不要制度、総合課税申告分離課税)を選択することができます。

所得税と異なる課税方法を選択する場合は、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書を税務課(本庁舎)まで提出してください。

問合せ 税務課
☎444・0509

障がいのある方等に対する軽自動車税の減免手続きについて

市では身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

申請手続 減免を希望される方は、納税通知書が届きましたら、納期限までに納税通知書、車検証、運転免許証、印鑑、身体障害者手帳など必要書類を添えて、税務課(本庁舎)まで申請してください。

※障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の要件により、減免の可否が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課
☎444・0509

愛知県選挙管理委員会表彰を受彰

あま市明るい選挙推進協議会の竹田三平委員が、2月12日(火)に愛知県本庁舎で開催された、愛知県選挙管理委員会表彰式で、表彰されました。

竹田委員は、平成14年に旧美和町明るい選挙推進協議会の委員に就任し、合併後のあま市明るい選挙推進協議会においても委員としてご尽力いただいています。

この多年にわたる顕著な功績が認められ、受彰の運びとなりました。

問合せ 総務課 ☎444・1711

